

## 議案第 4 号

### 沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正 する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

#### 理 由

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等により高等学校等の学校間連携及び定通併修の対象拡大により取得することができる単位の対象に総合的な探究の時間を追加するため、必要な事項を定める必要がある。

また、学校間連携等に係る改正は特別支援学校高等部にも準用される。

これが、この議案を提出する理由である。

#### 【参考・根拠規定】

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

(別紙)

## 沖縄県教育委員会規則第 号

### 沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

**第1条** 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「校長が」を「校長の」に、「を併修して」を「又は総合的な探究の時間の」に、「当該取得した単位数」を「その単位」に改め、同条第3項第2号中「おける成果に」を削り、同条第4項中「前2項」を「第2項」に、「の合計数は」を「及び前項の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は、」に改め、同条第5項中「定時制課程」を「定時制の課程」に改め、「、高等学校の通信制の課程又は他の定時制の課程において、一部の科目」を「通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位」に改め、同条第6項中「において、一部の科目の単位を修得したときは、その単位数」を「において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、その単位」に改め、同条第7項中「一部の科目」の次に「又は総合的な探究の時間」を加える。

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

**第2条** 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第25条第5項中「30」を「36」に改める。

第31条第2項中「生徒が当該校長が」を「高等部の生徒が当該校長の」に、「を併修して」を「又は総合的な探究の時間の」に、「当該取得した単位数」を「その単位」に改め、同条第3項第2号中「の合格」を削り、同条第4項中「前2項」を「第2項」に、「の合計数は20」を「及び前項の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は、36」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部改正)

2 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項及び第3項中「一部の科目」の次に「又は総合的な探究の時間」を加える。

# 規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

## 1 件名

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

## 2 改正の経緯及び必要性

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正に伴い、高等学校等の学校間連携及び定通併修の対象拡大により取得することができる単位の対象に総合的な探究の時間を追加する等の必要がある。

また、学校間連携に係る改正は特別支援学校高等部にも準用される。

## 3 改正案の概要

- (1) 高等学校の学校間連携及び定通併修により取得できる単位の「総合的な探究の時間」を加える。（第1条関係）
- (2) 特別支援学校高等部の学校間連携により取得できる単位の「総合的な探究の時間」を加える。（第2条関係）
- (3) この規則は、令和4年4月1日から施行する。（附則第1項）
- (4) 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）について、(1)に伴う規定の整理を行う。（附則第2項）

## 4 根拠法令

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第83条、第93条、第97条～第99条、第135条

## 5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令の参照条文

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>第1条～第34条（略）</p> <p>（単位認定）</p> <p>第35条（略）</p> <p>2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、その単位 _____ を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>3 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。</p> <p>(1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの</p> <p>(2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに _____ 係る学修</p> <p>(3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立高等学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第34条（略）</p> <p>（単位認定）</p> <p>第35条 校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って、各教科、科目等を履修し、その成果が教科、科目等の目標からみて満足できると認められる場合には、当該学年の学年末において、その各教科、科目等について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。ただし、特に必要があると認めた場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。</p> <p>2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長が定めるところにより他の高等学校において一部の科目を併修して _____ 単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>3 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。</p> <p>(1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの</p> <p>(2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものにおける<u>成果</u>に係る学修</p> <p>(3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校</p>

<p>の教育活動として行われるものを除く。)に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの</p> <p>4 <u>第2項の規定に基づき加えることのできる単位数及び前項の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は、36を超えないものとする。</u></p> <p>5 <u>定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該定時制の課程の生徒が当該校長の定めるところにより通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位</u> <u>を修得したときは、その単位を当該定時制の課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。</u></p> <p>6 <u>通信制の課程を置く高等学校の校長は、当該通信制の課程の生徒が当該校長の定めるところにより、定時制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、その単位を当該高等学校の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。</u></p> <p>7 <u>前2項の規定又は高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第12条第1項若しくは第2項の規定により定時制の課程又は通信制の課程の生徒が通信制の課程又は定時制の課程において、一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合においては、当該生徒が一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。</u></p> <p>第36条～第89条（略）</p>	<p>の教育活動として行われるものを除く。)に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの</p> <p>4 <u>前2項の規定に基づき加えることのできる単位数の合計数は</u> <u>36を超えないものとする。</u></p> <p>5 <u>定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該定時制課程</u> <u>の生徒が当該校長の定めるところにより、高等学校の通信制の課程又は他の定時制の課程において、一部の科目を修得したときは、その単位を当該定時制課程</u> <u>の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。</u></p> <p>6 <u>通信制の課程を置く高等学校の校長は、当該通信制の課程の生徒が当該校長の定めるところにより、定時制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において、一部の科目の単位を修得したときは、その単位数</u> <u>を当該高等学校の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。</u></p> <p>7 <u>前2項の規定又は高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第12条第1項若しくは第2項の規定により定時制の課程又は通信制の課程の生徒が通信制の課程又は定時制の課程において、一部の科目</u> <u>の単位を修得する場合においては、当該生徒が一部の科目</u> <u>の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目</u> <u>の履修を許可することができる。</u></p> <p>第36条～第89条（略）</p>
--	---

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>第1条～第24条（略）</p> <p>（留学）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 校長は、第2項の規定により留学を許可された生徒について、外国の高等学校等における履修を当該生徒の在学する学校における履修とみなし、<u>36</u>単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p> <p>6（略）</p> <p>第26条～第30条（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第24条（略）</p> <p>（留学）</p> <p>第25条 外国の高等学校等に留学しようとする者は、保護者と連署した留学願（第10号様式）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の留学願を受けた場合において、教育上有益と認めるときは、留学を許可することができる。</p> <p>3 校長は、前項の規定により留学を許可したときは、生徒の在学証明書、成績証明書その他必要な書類を留学先の高等学校等の校長に送付しなければならない。</p> <p>4 校長は、留学を許可するに当たっては、あらかじめ、留学先の外国の高等学校等との間で協議を行い、当該留学の概要を把握するものとする。ただし、やむを得ない事情により協議を行うことが困難な場合は、学校間の協議を行わないことができる。</p> <p>5 校長は、第2項の規定により留学を許可された生徒について、外国の高等学校等における履修を当該生徒の在学する学校における履修とみなし、<u>30</u>単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</p> <p>6 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第34条の規定に基づき、第8条第1項に規定する学年の中途においても、各学年の課程の修了又は卒業を認定することができる。</p> <p>第26条～第30条（略）</p>

(単位認定)

第31条 (略)

- 2 校長は、教育上有益と認めるときは、高等部の生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校等において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、その単位 \_\_\_\_\_ を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。
- 3 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。
- (1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- (2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるもの \_\_\_\_\_ に係る学修
- (3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等部の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 4 第2項の規定に基づき加えることのできる単位数及び前項の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は、36を超えないものとする。

第31条～第84条 (略)

(単位認定)

第31条 校長は、高等部の生徒が学校の定める指導計画に従って、各教科、科目等を履修し、その成果が教科及び科目等の目標からみて満足できると認められる場合には、当該学年の学年末において、その各教科・科目等について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

- 2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長が \_\_\_\_\_ 定めるところにより他の高等学校等において一部の科目を併修して \_\_\_\_\_ 単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。
- 3 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。
- (1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- (2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものの合格に係る学修
- (3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等部の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 4 前2項の規定に基づき加えることのできる単位数の合計数は20 \_\_\_\_\_ を超えないものとする。

第31条～第84条 (略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表(附則)

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(受講料等)</p> <p><b>第14条</b> 受講料の有効期間は、当該受講科目の講義の開始の日から1年とする。</p> <p>2 沖縄県立高等学校の通信制の課程の生徒が高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「省令」という。）第12条第3項の規定により沖縄県立高等学校の定時制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間を履修する場合は、その履修を当該通信教育による履修とみなして、聴講料を徴収する。</p> <p>3 沖縄県立高等学校の定時制の課程の生徒が省令第12条第3項の規定により通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間を履修する場合は、その受講料は徴収しない。</p>	<p>(受講料等)</p> <p><b>第14条</b> 受講料の有効期間は、当該受講科目の講義の開始の日から1年とする。</p> <p>2 沖縄県立高等学校の通信制の課程の生徒が高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「省令」という。）第12条第3項の規定により沖縄県立高等学校の定時制の課程において一部の科目_____を履修する場合は、その履修を当該通信教育による履修とみなして、聴講料を徴収する。</p> <p>3 沖縄県立高等学校の定時制の課程の生徒が省令第12条第3項の規定により通信制の課程において一部の科目_____を履修する場合は、その受講料は徴収しない。</p>

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。



○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令  
第十一号）

〔教育課程〕

**第八十三条** 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によつて編成するものとする。

〔留学〕

**第九十三条** 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、三十六単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第四百四条第一項において準用する第五十九条又は第四百四条第二項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

〔他の高等学校で修得した単位の加算〕

**第九十七条** 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な学習の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な学習の時間の単位を修得する場合には、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な学習の時間の履修を許可することができる。

3 同一の高等学校に置かれている全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の併修については、前二項の規定を準用する。

〔大学等で学修した単位の加算〕

**第九十八条** 校長は、教育上有益と認めるときは、当

該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
- 三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動

（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

〔加算できる単位数の上限〕

**第九十九条** 第九十七条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。

〔準用規定〕

**第三百十五条** 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十九条から第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで、第八十二条及び百条の三の規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、同条中「第四百四条第一項」とあるのは、「第三百三十五条第一項」と読み替えるものとする。

2 第五十六条の五から第五十八条まで、第六十四条及び第八十九条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。

3 第三十五条、第五十条第二項及び第五十三条の規定は、特別支援学校の小学部に準用する。

4 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条及び第七十七条の二から第七十八条の二までの規定は、特別支援学校の中学部に準用する。

5 第七十条、第七十一条、第七十八条の二、第八十一条、第八十八条の三、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条

第一項及び第二項、第九十八条から百条の二まで並びに第四百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校

の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

○高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）

（定時制の課程又は他の通信制の課程との併修）

**第十二条** 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な学習の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において一部の科目又は総合的な学習の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

3 前二項の規定により、高等学校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒（以下この項において単に「生徒」という。）が当該高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な学習の時間の単位を修得する場合には、当該生徒が一部の科目又は総合的な学習の時間の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な学習の時間の履修を許可することができる。

4 第一項又は第二項の場合においては、学校教育法施行規則第九十七条の規定は適用しない。

学校教育法施行規則及び高等学校通信教育規程の一部を改正する省令（令和三年文部科学省令第十四号・附則第六条）

（学校教育法施行規則の一部改正）

**第一条** 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。  
第八十三条並びに第九十七条第一項及び第二項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

〔略〕  
（高等学校通信教育規程の一部改正）

**第二条** 高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項から第三項までの規定中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

附則

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は平成三十一年四月一日から施行する。

〔略〕

4 平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒（新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。次項において同じ。）に係る教育課程についての平成三十一年四月一日から新令第八十三条の規定が適用されるまでの間における改正前の学校教育法施行規則（以下「旧令」という。）第八十三条の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。

5 平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒に係る教育課程についての令和三年四月一日から新令第九十七条第一項及び第二項の規定並びに新規程第十二条第一項から第三項までの規定が適用されるまでの間における旧令第九十七条第一項及び第二項の規定並びに改正前の高等学校通信教育規程第十二条第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。

〔略〕